慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	藤本誠君博士学位請求論文審査要旨
Sub Title	
Author	
Publisher	三田史学会
Publication	2016
year	
Jtitle	史学 (The historical
	science). Vol.85, No.4 (2016. 2) ,p.111(745)- 116(750)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	彙報
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20160200-0111

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

藤本誠君博士学位請求論文審査要旨

論文題目「古代国家仏教と在地社会」

は、八世紀後半から九世紀前半に在地社会に及んだ仏教の構造 うになり、仏教伝来以来、二○○年余を経て、ようやく在地社 に各地で八世紀後半の「村落内寺院」が発掘調査で見つかるよ 不問に付されてきた。そのような中、一九七○年から八○年代 解明したものである。 と特質を、『日本霊異記』と『東大寺諷誦文稿』を手がかりに 会にも仏教が浸透していた様子が窺えるようになった。本研究 仏教が在地社会にどこまで浸透したのか、仏教史研究では長く Н 中央・地方豪族層に急速に普及したとみられる。しかし、 本に仏教が伝来したのは六世紀中頃で、当初、 仏教は大王

論文の構成

序章 問題の所在

第一部 第一章 日本古代仏教史料論 『日本霊異記』研究史

第二章 『日本霊異記』と中国仏教説話

化牛説話を素材として―

『日本霊異記』と中国仏教説話 ―冥界説話を中心として―

第三章

第二部 第四章 日本古代の在地の仏教の構造と特質 『東大寺諷誦文稿』の基礎的考察

附論一 第一章 近年の東国集落遺跡における仏堂遺構について 『日本霊異記』の仏教施設と在地の仏教

第二章 『日本霊異記』の仏教施設の造営主体

―「堂」を中心として―

第三章 『東大寺諷誦文稿』の「堂」と在地の仏教

第四章 日本古代の在地社会の法会の構造と特質 ―「慰誘言」を中心として―

-僧侶を中心として―

附論二 『続日本後紀』天長十年十二月癸未朔条の 岡

堂」についての基礎的考察

第三部 第一章 『日本霊異記』と在地の仏教の諸相 『日本霊異記』の紀伊国説話と在地の仏教

上巻第五を中心として―

第二章 『日本霊異記』における備中国説話と在地の仏教

御毛寺知識経と紀伊国の在地の仏教 ―上巻第二九をめぐって―

『日本霊異記』の悪報譚の構造と特質 仏法迫害説話を中心として―

第四章

第三章

終章 総括 古代国家仏教と在地社会

論文の概要

序章では、 戦前からの仏教史研究について、 在地の仏教の位

彙 報

史

を担った官大寺僧の役割を高く評価すべきことを指摘する。を担った官大寺僧の役割を高く評価すべきことを指摘する。たれ〇年代になって吉田一彦氏が古代の仏教を国家仏教と対立する存在として位置付ける説が長く続いていたこと、大田の仏教と要理する。それに対して、近年の仏教・地方豪族の仏教・民衆の仏教と並列的にとらえるという古代仏教多様国家仏教とみて民衆の仏教は無視するか、民衆の仏教を国家仏教を国家仏教とみて民衆の仏教は無視するか、民衆の仏教を国家仏教を担った官大寺僧の役割を高く評価すべきことを指摘する。を担った官大寺僧の役割を高く評価すべきことを指摘する。を担った官大寺僧の役割を高く評価すべきことを指摘する。を担った官大寺僧の役割を高く評価すべきことを指摘する。

かにしている。 会の仏教の諸様相を示すものとして位置付けられることを明ら会の仏教の諸様相を示すものとして位置付けられることを明ら寺諷誦文稿』の史料論的考察で、両史料とも日本古代の在地社寺諷誦文稿』のと『東大

寺僧の都鄙間交通が推定されると論じている。

舞台とする化牛説話では債務者が最終的に救済される救済譚が、 されるなど、 話の重層性、 向を批判する。 究史の整理を試み、『日本霊異記』の一部を史実として断片的 牛が使用されていたことを反映して、転生する畜生は牛に限定 受けて成立したものであるが、日本では「寺」「堂」の労働に に利用したり、景戒の作品論として収斂させる、従来の研究動 『日本霊異記』も古代仏教史の史料たり得ることを述べている。 第二章では、『日本霊異記』の化牛説話は中国説話の影響を 第一章は、 日本古代史・日本文学における『日本霊異記』 日本独自の説話として成立した。とくに「堂」を 中国説話との比較といった観点に着目すれば、 そして、原史料の段階から編纂段階における説 研

一部では、

八世紀後半から九世紀前半の在地仏教につい

道程を古代官道の投影とする思考が見出され、その背景に官大常和でいたことは、「寺」では「寺」と郡領氏族の「家」とに経営が分化していたこと、「堂」では「堂」と檀越の「家」の経営が一体化していたことをそれぞれ反映したものであるとする。第三章では、『日本霊異記』の冥界説話を六朝隋唐期の仏教第三章では、『日本霊異記』の冥界説話を六朝隋唐期の仏教第三章では、『古本霊異記』では中国の冥界的な影響が窺えること、また、『日本霊異記』では中国の冥界的な影響が窺えること、また、『日本霊異記』では中国の冥界的な影響が窺えること、また、『日本霊異記』では中国の冥界の化牛説話では救済されない悪報譚が、それぞれ選択さ「寺」の化牛説話では救済されない悪報譚が、それぞれ選択さ

第四章は、『東大寺諷誦文稿』の基礎的研究で、『東大寺諷誦文稿』にみられる書き入れ、墨消し、見出しなどを詳細に検討して、『東大寺諷誦文稿』が官大寺僧の在地社会での法会の式して、『東大寺諷誦文稿』が官大寺僧の在地社会での法会の式次第であったこと、内容面では唐の『集諸経礼懺儀』や円仁の次第であったこと、内容面では唐の『集諸経礼懺儀』や円仁の次第であったこと、内容面では唐の『集諸経礼懺儀』や円仁の次第であったと後記記書き入れ、墨消し、見出しなどを詳細に検討された法会次第に加筆をし、次の法会に向けて整備する過程にられた法会次第に加筆をし、次の法会に向けて整備する過程にられた法会次第に加筆をし、次の法会に向けて整備する過程にられた法会次第に加筆をし、次の法会に向けて整備する過程にある史料と位置づけた。また、『東大寺諷誦文稿』と『日本霊舞記』所収の諸説話とは、法会の手控えと例証話という関係にあったと推定している。

会の具体相も『東大寺諷誦文稿』を利用して復原している。者、造営主体の階層にも及ぶことを解明し、さらに「堂」の法違を出発点として、その相違は両者の伽藍形態、居住する宗教『日本霊異記』にみえる「寺」と「堂」の仏教施設としての相

第一章では、『日本霊異記』における「堂」と「寺」の区分第一章では、『日本霊異記』における「堂」と「寺」の区分でもる。両者の相違は居住する宗教者の存在形態は明確に区分できる。両者の相違は居住する宗教者の存在形態は明確に区分できる。両者の相違は居住する宗教者の存在形態は明確に区分できる。両者の相違は居住する宗教者の存在形態にも窺え、「堂」は基本的に無住で、時には村落出身の私度沙弥が常住することがあったのに対して、「寺」では主に官大寺弥が常住することがあったのに対して、「寺」では主に官大寺がが常住することがあったのに対して、「寺」では主に官大寺がが常住することがあったのに対して、「寺」では主に官大寺である。

「寺」の造営主体としては大領・少領の郡領氏族に加え、出身である。 、東国の仏堂遺構は囲繞施設がなく、村落と未分化であるこ とから、『日本霊異記』の「堂」と同じく、すべて一村落内の とから、『日本霊異記』の「堂」と同じく、すべて一村落内の とから、『日本霊異記』の「堂」と同じく、すべて一村落内の は教施設と位置付けられること、遺跡における双堂建築の利用 は教施設と位置付けられること、遺跡における双堂建築の利用 は教施設と位置付けられること、遺跡における仏堂遺構の発掘調 をから、『日本霊異記』の「堂」と同じく、すべて一村落内の は、近年の東国集落遺跡における仏堂遺構の発掘調 附論一では、近年の東国集落遺跡における仏堂遺構の発掘調

から、一村落内の有力者と推定している。をもつか、「国+郡+郷(里・村)+人」という表記をとることをもつか、「国+郡+郷(里・村)+人」という表記をとることをものか、「国+郡+人」という表記をとり、複数の村落に影響力を地が「国+郡+人」という表記をとり、複数の村落に影響力を

第三章においては、『東大寺諷誦文稿』の「慰誘言」を手がかりに、古代村落レベルの仏教の具体相を解明している。すなかりに、古代村落レベルの仏教の具体相を解明している。すなたまり衆生を浄土に導く観音の化身と位置付けていたこと、第により衆生を浄土に導く観音の化身と位置付けていたこと、第により衆生を浄土に導く観音の化身と位置付けていたこと、第により衆生を浄土に導く観音の化身と位置付けていたこと、第により衆生を浄土に導く観音の化身と位置付けていたこと、第により衆生を浄土に導く観音の化身と位置付けていたこと、第により衆生を浄土に導く観音の化身と位置付けていたこと、第により来生を入れることを体として「堂」の檀越には女性の法を行為では、古代村落レベルの人物の具体相を解明している。すなかりに、古代村落レベルの人物の具体相を解明している。

反映したものであること、また、官大寺僧の活動範囲は東国にた地の「堂」の法会の場を復原している。すなわち、「堂」の在地の「堂」の法会の場を復原している。すなわち、「堂」の在地の「堂」の法会の場を復原している。すなわち、「堂」の在地の「堂」の法会の場を復原している。すなわち、「堂」の在地の「堂」の法会の場を復原している。すなわち、「堂」の年地の「堂」の法会の場を復原している。すなわち、「堂」の年地の「堂」の手がりに、第四章では、『東大寺諷誦文稿』の「卑下言」を手がかりに、第四章では、『東大寺諷誦文稿』の「卑下言」を手がかりに、第四章では、『東大寺諷誦文稿』の「卑下言」を手がかりに、

史

及んでいたが、その要因の一つに仏法東流の理念があったこと

附論二は、『続日本後紀』天長一○年一二月癸未朔条の「岡附論二は、『続日本後紀』天長一○年一二月癸未朔条の「岡大とする説への批判でもあった。

地仏教の諸様相を解明している。本霊異記』の個別具体的な説話を各地域史の中で読み解き、在第三部の考察では、第一部・第二部の研究成果を受け、『日

く、在地支配とかかわる政治的機能をもっていたことを指摘しく、在地支配とかかわる政治的機能をもっていたことを指摘している。字治大伴連氏の先祖、大部屋栖野古の伝承を考察している。字治大伴連氏の先祖、大部屋栖野古の伝承を考察している。字治大伴連氏の先祖、大部屋栖野古の伝承を考察している。字治大伴連氏の出教が、従来のら指摘されていた祖先供養の仏教というとらえ方だけではなから指摘されていた祖先供養の仏教というとらえ方だけではなから指摘されていた祖先供養の仏教というとらえ方だけではない。

いて、舞台となった備中国西部の在地情勢をふまえて、吉備地丸が乞食僧を迫害したため悪報によって死亡するという話につ第二章は、『日本霊異記』上巻第二九縁の考察で、白髪部猪

ている。

側面を論じている。 臣氏との対立関係が背景にあったとみて、在地の仏教の政治的域の大豪族下道朝臣と同祖の白髪部氏と、小田郡の郡領の小田

第三章は、和歌山県小川八幡神社に保管されている、天平一第三章は、和歌山県小川八幡神社に保管されている、天平一年書写の「御毛寺知識経」をめぐって、中央下級官人層の知三年書写の「御毛寺知識経」をめぐって、中央下級官人層の知三年書写の「御毛寺知識経」をめぐって、中央下級官人層の知三年書写の「御毛寺知識経」をめぐって、中央下級官人層の知三年書写の「御毛寺知識経」をめぐって、中央下級官人層の知三年書写の「御毛寺知識経」をめぐって、中央下級官人層の知三年書写の考察からも補強されたことになる。

るという在地社会の現実的な状勢が反映していることなどを明されたものであること、また、そこには遊行の僧が広く活動すされたものであること、また、そこには遊行の僧が広く活動すされたものであること、また、そこには遊行の僧が広く活動すされたものであること、また、そこには遊行の僧が広く活動すされたものであること、また、そこには遊行の僧が広く活動すされたものであること、第四章では、『日本霊異記』の悪報譚を中国説話と比較し、第四章では、『日本霊異記』の悪報譚を中国説話と比較し、

長層であったこと、「寺」・「堂」とその受容主体である在地支の上で、八世紀後半に「堂」を造営したのは富豪化した村落首たものであり、政治的側面を強く有した仏教であるとした。そ地支配者によって国家仏教を在地支配のために積極的に受容し終章は、各章の論文のまとめとして、古代の在地仏教とは在

らかにしている。

して把握することが妥当であると締めくくっている。 たことを指摘して、 配者層は、 官大寺僧を介して国家仏教に包摂された存在であ 階層化された古代仏教全体では国家仏教と

0

君は、 成果の一つであろう。 話が形成されていた点を明らかにしている。この点は本研究の と堂の経営や官大寺僧の都鄙間交通を踏まえて、 門自鏡録』の影響も指摘した。しかも、『日本霊異記』におい ては、そうした中国の影響だけではなく、各説話において、 を参照していたことは編者景戒も序文で指摘しているが、 記には、 第一は、『日本霊異記』の史料論的検討である。『日本霊異 次に藤本君の論文の独創性として評価される点を指摘する。 従来あまり取り上げられてこなかった『冥祥記』や『釈 先行する中国説話集があり、『日本霊異記』もそれ 日本独自の説 寺

については、それを認めない学説があるが、 そして、「堂」は八世紀後半から九世紀に富豪化した村落首長 定的に捉えるべきと指摘した点である。「寺」と「堂」の区分 層が在地支配の拠点の役割を担うべく造営した歴史的存在と限 にみえる「寺」と「堂」の差異として捉えた点があげられる。 同時代の官大寺僧の所産とする視点から、 し、その背後にある在地の仏教受容の階層差を、これらの史料 第二として、『日本霊異記』と『東大寺諷誦文稿』を、 両者の時代差・階層差が明瞭になったといえる。 両者を総合的に把握 藤本君の考察によ ほぼ

> 付かずであった史料を丹念に読み解いて、新しい境地を切り拓 読み取り、これと官大寺僧との関係を提示したことである。 再認識させる役割を果たしていたことを明らかにした。また、 越祖先に結びつく村落起源伝承と堂建立伝承が一体として語ら から、村落名を冠する「堂」の法会では、施主檀越を讃え、檀 で行われる法会の式次第の作成過程を示すものであり、唐の わち、『東大寺諷誦文稿』とは、 いており、本論文の独創性として高く評価できる した在地の「寺」の僧や教化活動の聖らの重層的な存在形態を 「卑下言」の分析からは、古代村落の「堂」の法会の場で活動 れ、法会参加者に、女性を含む檀越が村落支配者であることを 「東大寺諷誦文稿』という、これまで研究者の間でほとんど手 『集諸経礼懺儀』の影響があること、そして、「慰誘言」の た内容は、この論文中でも特筆すべき研究成果である。 第三として、『東大寺諷誦文稿』を分析し、そこから読 官大寺僧が古代村落の「堂」 すな 説み取

とは、 教を在地支配の手段として積極的に取り込んだものであったこ ける仏教受容の具体相を考察し、これに基づき古代日本の仏教 と、すなわち、在地仏教は国家仏教に対峙するものではなく、 その内実は、国家が宗教的支配イデオロギーとして受容した仏 にまで重層し、各階層が独自の仏教を展開したこと、そして、 して、貴族層はもとより、 教の諸側面が、国家の生産した官大寺僧の広範な活動を媒介と 第四として、本論文の結論であるが、古代社会の「堂」にお 国家によって中国・朝鮮半島から一元的に受容された仏 在地の富豪化した村落首長層の仏教

史

解を、 包摂されていたと結論付けている点である。 村落レベルの「堂」までも視野に入れて前進させた点は 日本古代仏教の理

評価されよう。

["]日本霊異記』『東大寺諷誦文稿』における「寺」と「堂」の差 ただし、本研究に次のような問題点も指摘される。一つ は

しいところである。 後の課題であり、藤本君の次なる研究として是非取り組んで欲 要があるのではないだろうか。しかしながら、上記の二点は今 るわけではなく、多様な側面を持っていた可能性を考慮する必 家により生産された僧とされている点にやや固定的な印象を受 異を官大寺僧や景戒の認識とすることは首肯できるが、『出雲 ける点である。個々の官大寺僧が常に国家仏教の体現者といえ 今後の課題となろう。もう一つは、官大寺僧の位置づけが、 国風土記』の「新造院」、行基建立の「院」などの位置付けは

価される。 機的に関連しており、体系性をもっている点において、高く評 取り入れ、多角的な視点から、『日本霊異記』と『東大寺諷誦 じている点、さらには、 また、それぞれの史料批判を踏まえて検討し、それを的確に論 文稿』を分析した点、本論文の主題に関わる膨大な研究史を整 本研究は、文献史学に留まらず、 (仏教儀礼・仏典・中国仏教・新羅仏教)、考古学の成果を 問題点を明確にした上で、関連史料や考古資料を博捜し、 よって審査員一同は、 個別論文が一貫したテーマのもとに有 博士 日本文学、 (史学)の学位を授与す 日本語学、

るにふさわしい業績と判断する。

論文審查担当者

副査 主査 慶應義塾大学教授(文学部

慶應義塾大学教授(文学部 東京女子大学教授(現代教養学部

副査

学識確認

慶應義塾大学教授(文学部

三宅和朗 勝浦令子 長谷山彰 三宅和朗